



藤井社会保険労務士事務所 事務所だより

ニュースレターの日付
2013年2月(第11号) 1号

今年は全国的に雪が多いようですが、梅のたよりも届き始めています。春が少しずつ近づいていますね。

「事務所だより 2月号」をお届けします。日常の業務にお役立ていただければ幸いです。掲載内容に関してご不明な点があれば、どうぞお気軽に当事務所までお問い合わせください。

この号の内容

- 1 入社・退職の社会保険手続き
- 2 健康保険料が据え置きとなります
- 3 高年齢者雇用安定法が改正になります
- 4 当事務所から

入社・退職の社会保険手続き

春は入社や退職の多くなるシーズンです。社会保険手続の準備は万全でしょうか。今回はこれらに関する健康保険、厚生年金保険、雇用保険の手続についてポイントをご紹介します。余裕を持って、手続漏れのないようにご準備ください。

■ 入社時の手続き

	届出書類	届出先	備考
健康保険	「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届」	年金事務所	健康保険組合または厚生年金基金の適用事業所になっている場合は、それぞれに届出
厚生年金保険	*入社時に扶養家族がいる場合は「健康保険被扶養者(異動)届」も届出		
雇用保険	「雇用保険被保険者資格取得届」	ハローワーク	

*従業員の方から「年金手帳」と「雇用保険被保険者証」(以前加入していた場合)を提出してもらい、必ず「基礎年金番号」と「雇用保険被保険者番号」を確認してください。

■ 退職時の手続き

	届出書類	届出先	備考
健康保険	「健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届」	年金事務所	健康保険組合または厚生年金基金の適用事業所になっている場合は、それぞれに届出
厚生年金保険	*退職者の健康保険証を添付		
雇用保険	「雇用保険被保険者資格喪失届」 「雇用保険被保険者離職証明書」	ハローワーク	

健康保険料が据え置きとなります

健康保険料については毎年3月に保険料率の見直しが行われておりますが、協会けんぽにおいては平成25年度の保険料率は、昨年そのまま据え置かれることとなりました。（健康保険組合についてはそれぞれ状況が異なりますので、詳細については各健康保険組合にお問い合わせください）介護保険料についても、保険料率が据え置きとなりました。

■ 主な保険料率

東京都	9.97%	大阪府	10.06%
神奈川県	9.98%	愛知県	9.97%
千葉県	9.93%		

【各都道府県ごとの協会けんぽ保険料額表はこちらをクリック】



<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/8,0,120,734.html>



高齢者雇用安定法が改正になります

本年4月1日から「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高齢者雇用安定法）が改正され、高齢者雇用確保措置として継続雇用制度を導入している場合、継続雇用の対象者を限定する基準を労使協定で定める仕組みが廃止されます。

現在、継続雇用制度を導入し、労使協定で対象者を限定する基準を定めている場合は、3月31日までに就業規則を見直し、変更する必要があります。

当事務所でも就業規則の見直しや作成をお手伝いしておりますので、お困りの場合は、お気軽にご相談ください。

当事務所から



事務所日より2月号はいかがでしょう。

2月は受験生にとってとても大切な時期ですね。毎年この時期になると自分が受験生だった頃を思い出し、「がんばって！」といつも心の中で応援しています。ぜひ自分の力で未来を切り開いてほしいですね。

藤井社会保険労務士事務所

〒107-0062 東京都港区南青山 2-22-14 フォンテ青山 606 号
(社会保険労務士法人アシスト 21 内)

TEL 03-3478-0290 FAX 03-6804-2958

Email mayfujii@sr-fujiioffice.com

URL <http://www.sr-fujiioffice.com>

社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー
藤井真由美